

平成22年（行コ）第195号 分限免職処分取消請求控訴事件

控訴人 疋田哲也

被控訴人 東京都

控訴人準備書面（4）

2011年（平成23年）3月8日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控 訴 人 疋 田 哲 也 印

上記訴訟代理人弁護士 津 田 玄 児 印

同 福 島 晃 印

第1 はじめに

地方公務員の分限免職の要件（地方公務員法28条1項）である適格性欠如の判断基準として、公務員の身分保障の見地から、現在でも先例とされ、その後の判例により判断基準として用いられている昭和48年9月14日最高裁判決においては、「考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断するとか（中略）・・・であるときは、裁量権の行使を誤った違法のものであることを免れないというべきである。」とし、更には、「この意味における適格性の有無は、当該職員の外部にあらわれた行動、態度に徴してこれを判断するほかはない。その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連づけてこれを評価すべく、さらに当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要がある。」
「これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならないのである。」とされている。

しかしながら、本件控訴人に対する分限免職処分が、上記判例の判断基準からして、

①考慮しなければならないことを考慮していないこと、

②考慮すべきでないことを考慮してしまっていること、

から、48年最高裁判例に反し、地方公務員法28条1項の解釈を誤った明白かつ重大な違法がある。

以下、詳述する。

第2 要考慮事項の不考慮の違法～研修について（48年最高裁判決違反）

1（研修成果の不考慮）

（1）原判決は、研修成果については全く考慮していない。

原審において明らかになった事実関係として、「澤川校長も、実質的処分決定者である佐藤正吉管理主事も、控訴人の研修成果については全く見ていない」という分限免職という処分を発令するにあつては異常とも言える事態が明らかとなった（澤川証人尋問。佐藤証人尋問）。

市教委としても都教委としても、資料を取り寄せて見ることは容易であつたにもかかわらずである。研修成果資料そのものも見ずに、市教委も都教委も「遅刻や欠席がなく、それ以上でもそれ以下でもない」としか評価していない。

（2）原判決の論旨の概要は、「控訴人がA君等に行った行為が、ひどい行為であり許されないことであることは通常人の感覚からは明らか。それを当時許されない行為であると思っていなかったはずはない。であるにもかかわらず、控訴人は未だに『当時は許されない体罰とは思っていなかった』と言い張っている。したがって、控訴人は嘘を今でもついているのであつて、研修成果を見るまでもなく、適格性を欠く」というものである。

（3）しかし、「当時は許されない体罰とは思っていなかった」ということについては、控訴審における準備書面（3）で詳述したので繰り返さないが、控訴人が受けていた体罰に関する研修や、当時の学校現場認識からすれば、控訴人の体罰に関する誤解もやむを得ないものであり、「当時から分かっていたのに、いまだに「分かっていた」と嘘をついているものでは決してない。

原判決の論旨は研修成果の不考慮の違法性を回避するための苦肉の構成に過ぎない。

（4）実際の研修成果

ア しかしながら、控訴人の実際の研修成果は、甲27号証のとおり、大部にわたり、しかも優れた洞察を含むものである。

決して、小平市教委の稲葉理事が述べていたように「単に無難にこなしていた」というレベルには留まらない大きな研修成果を上げていたものである。

イ このような控訴人の研修成果を踏まえて、研修担当官であった統括指導主事は控訴人に対して、「あなたはスーパーティーチャーになれます」「是非現場に戻って、研修成果を生かして下さい」とまで言って控訴人の研修成果を高く評価し（甲172号証の1, 2）、さらには、研修内容のデータまで「学校に戻った後で役立てるように」とのことで控訴人に渡している。

ウ 体罰についての認識改め。反省

控訴人は、研修に入って早々に、体罰についての研修を受け、自分のこれまでの認識「強度のスキンシップ論」が誤りであることを認識している。そのため、控訴人はただちにB君と保護者への謝罪を行っている。

これにより、体罰に関しては、過去の非違行為として依然として懲戒事由であることは免れないものの、教員としての適格性判断の要素としては改善されており、分限事由としては最早解消している。

したがって、体罰についての分限にあたっての考慮は、考慮禁止事項の考慮としても48年判例に反し、地方公務員法の解釈を誤ったものであり、地方公務員法28条の解釈を誤った重大な違法がある。

(5) 小括

このような控訴人の研修成果内容を検討しないで行われた本件処分は、「考慮すべき事項を考慮せず、また、考慮してはならない事項を考慮した」点で、48年最高裁判例に違反し、地方公務員法28条の解釈を誤った重大な違法がある。

2 研修終了前の処分

(1) 本件処分は、平成16年3月末までとされた研修期間満了の前になされている。

(2) 被告側、処分者は、この研修は、現場から引き離すための研修であり、能力向上のための研修ではないから、研究期間満了前に処分をしてもかまわなかったと主張している（佐藤正吉証人尋問調書 20 ページ）。

(3) しかし、かような被控訴人の主張は明らかに「研修」制度の目的趣旨に反する。

研修は、その名の通り、教員の能力向上のためのものであり、だからこそ、教員は研究と修養に努める義務を有しているとともに研修を受ける権利を有しているのである（教育基本法9条）。

実際に、控訴人に対する本件の研修命令は「教職員としての資質向上のため」と明確に目的が定められた上で発せられている。

(4) 仮に、被告が、本気で「控訴人を学校現場から引き離すための研修」と言っているのであれば、そのことのみをもって、研修制度の濫用として違法である。

(5) 以上のように、「研修」とは、教員の能力向上のための研修でなければならない。とするならば、少なくとも命じた研修期間満了を待って、その成果を確認した上で、研修の成果があったか否かを判断し、控訴人に教職員として適格性があったか否かを判断しなければならないはずである。

(6) なお、原審における、合議体へと裁判体に変更される前の単独体のときに実施された佐藤正吉証人尋問においては、鈴木裁判官自身が以下のような質問を佐藤証人に対して行っている（佐藤証人尋問調書32～33ページ）。

「先ほど小平市がやった研修結果も現場から離すのが目的だとおっしゃいましたよね」

「そうすると研修というのは何のためにやるんですかね。」

「ですからそういう意味では、現場に置いておけないのであれば現場に冷却期間を設けるという方法があって、例えばこの要望書に書いてあるとおり、3月までは研修なり、あるいはほかの懲戒処分で引っ張って、その後、配転してほかの学校に行かせるという方法があったんじゃないんですか。」

「そこでそう考える前提として、私は研修結果を見てもよかったと思うんですけども、研修結果を見ないで判断されたのはちょっと早かったと思いませんか。」

「そうすると、研修に出して考え方を改めて、体罰は良くない、暴力は良くないんだという教育を受けさせるというようなことをする意味というのがもともとないというふうに考えられてしまうというおそれはないですか。」

このように、当時の原審の鈴木裁判官自身も、まさに「研修成果は要考慮事項として検討しなければならなかった」との認識をもっていたものであり、控訴人が上記主張したとおり、原審の裁判官自身も、研修途中で打ち切って本件処分を行ったことの違法性を認識していたものにほかならない。

(7) 以上のように、研修の満了を待って、研修成果の検討を行わず、研修満了前に行われた本件処分は、最高裁昭和48年判例にいう要考慮事項の不考慮があり、地方公務員法28条の解釈を誤った重大な違法がある。

第3 要考慮事項の不考慮～控訴人の教育実績等

1 教育実績について

(1) 控訴人の教育実績については原判決は一応触れている。

(2) しかし、最終的に「今でも嘘をついている」という誤った理由のみで適格性を否定してしまい、何故にこれまでの控訴人の教育実績までも考慮した上でなお教員としての適格性が失わせしめられるかという総合判断の理由は何ら示されていない。

この点で、最高裁48年判例が「これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならないのである。」と示した判断手法に違反するとともに、要考慮事項の不考慮があるものとして、地方公務員法の解釈を誤った違法がある。

2 経歴について

(1) 控訴人については、本件処分通達を受けるまで、教員としての「適格性」に問題があるという指摘を管理職による指導として受けたことは全くない。そのうえで、本件処分のために、小平5中において澤川校長が赴任してきてからの2年間の事柄が、本件において「適格性」を失わしめるような事柄として、遡及的に取り上げられているにすぎない。

被告は、東久留米西中のことを問題にするが、東久留米西中のときの体罰事件の実際の内容も被控訴人が主張するような苛烈な実態ではないこと（なお、この点について、体罰を受けたI君の証人尋問を行った上で事実関係を確認したかったところであるが、I君についての人証申請が当審において却下されたことは誠に遺憾であり、審理不尽であることを付言しておく。）、また、怪文書の内容も事実と異なり、怪文書に対する控訴人の対応についても特に問題とされるべき点はないことは既に原審においても主張したとおりであるので繰り返さない。

(2) なお、被告も、西中の怪文書（平成9年）以降のことは問題にしているが、それ以前の1980年の初任時から約20年間の教員活動についてはなんら問題としていない。

(3) また、控訴人については、本件処分に至るまで、処分歴は無い。

(4) かように、控訴人の26年にもわたる教員生活の中で、最後の2年間のことだけがことさらに取り上げられてそのみで本件処分が出されたことも誠に奇怪であると言わざるを得ない。

更に言えば、適格性の問題は「矯正し難い持続的性格に基づくか否か」の問題でもあるのであるから、控訴人が、本件分限事由として上げられている行為の2年間の期間のことのみならず、それ以前の時点でどうであったか、具体的には事故歴も処分歴もなく、適格性を否定するような格段の事情も長期間なかった点を全く考慮しなかったことについても、48年最高裁判例に言う要考慮事項の不考慮の違法があり、地方公務員法28条の解釈を誤った重大な違法がある。

3 経歴について その2 処分後の事情

(1) 本件処分後も控訴人は、約6年間、学校の非常勤教員として勤務している。

この間、控訴人は何ら問題は起こしておらず、むしろ控訴人の教員活動は評価されている（原審原告本人尋問。陳述書）。

本件処分後においても、控訴人は教員として、全く問題なく、むしろ高い評価を受けながら教育活動を行っているのである。

原判決は、この点も全く考慮しておらず、矯正しがたい持続的性格に基づく不適格事由があるのか（持続的な性格に基づくものがあるとするれば、処分後もまともな教育活動はできないはずである。）、という点についてはまったく考慮していない。ここでも原判決には最高裁48年判例にいう「要考慮事項の不考慮」があり、地方公務員法28条の解釈を誤った重大な違法がある。

(2) 控訴人は、免許更新研修を受け、東京都教委から免許更新を受けている。

これは、ほかならぬ本件処分を行った処分庁自身が、控訴人の教員としての適格性があることを認めているにほかならない。

原判決はこのような重要な点について全く無視しており、重要な要考慮事項の不考慮があり、48年最高裁判例に反し、地方公務員法28条の解釈を誤った重大な違法があるものである。

第4 考慮すべきでない事項の考慮の違法（職務命令違反）

1 私物とされるものについて

(1) 被控訴人が「私物」とであると主張してきた物については、すべてが教材または教育活動に使用する物であることはこれまで控訴人が明らかにしてきたとおりである。原審からの審理を通じて、むしろ校長・教頭といった、処分者側の人間が、如何に「私物」の用途を理解しないままであったのかが明らかとされてきた。

このような控訴人による「私物」の持ち込みおよび保管は、むしろ生徒の教育活動に資するものである。

ところで、教員の職務の本質は、生徒に対する教育活動であることは言うまでもなく、教員は憲法26条で保障されている生徒の教育を受ける権利に応える重要な役割を担う存在である。

とするならば、本件「私物」が、教育活動と全く関係のない物であるとか、事故を発生させるなど教育活動に対する妨げになるものであるなどの格段の事情があればともかく、そうでない限りは、教材である「私物」の持ち込み・保管については、教員の適格性を否定する事情ではない。

なお、念のために付言するが、「私物」にともなう事故は、控訴人の26年にわたる教員生活の間で一度たりとも無い。

(2) したがって、控訴人の「私物」の持ち込み、保管については、むしろ教育活動を充実させるための教員の職務の本質に沿った行為であって、これをも

って控訴人の適格性を失わしめる事情として考慮するのは、考慮すべきでない事項の考慮として48年最高裁判決に反し、地方公務員法の解釈を誤る重大な違法がある。

2 自動車通勤

(1) 控訴人の自動車通勤については、小平市において自動車通勤が原則禁止とされ、控訴人が通常の通勤方法を公共交通機関と徒歩による通勤に切り替えた後でも、澤川校長が赴任してくるまでは、自動車通勤をする場合には、変更届を提出することで格段の問題とされていなかった。

しかも、控訴人は、澤川校長赴任以後も、岡崎教頭の指示により、通勤方法の変更届は提出していた。

控訴人の通勤方法の変更は、通勤費不正受給でもなく、格別の問題はない。

(2) むしろ、家庭の事情（父親の病気・介護）があるなかで、教育活動と両立させるためには、控訴人が自動車通勤を多用することは必要やむを得ない事情があった。

(3) とするならば、自動車通勤もむしろ教育活動に資するものとして、生徒の教育のためには有益であるもので、上記「私物持ち込み」の場合と同様に、むしろ生徒に対する教育活動に資するものである。

(4) したがって、控訴人の自動車通勤についても、むしろ教育活動を充実させるための教員の職務の本質に沿った行為であって、これをもって控訴人の適格性を失わしめる事情として考慮するのは、考慮すべきでない事項の考慮として48年最高裁判決に反し、地方公務員法の解釈を誤る重大な違法がある。

3 職務命令違反について

(1) 本件分限免職処分においては、分限事由として、控訴人の職務命令違反が挙げられている。

しかしながら、旭川学テ事件最高裁判所大法廷判決（昭和51年5月21日）が確認した、「子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請」に教師が応えるためには、階層制のもとにある通常の公務員とは異なり、教科教育および生活指導を実行する前提として、教師にはその人間的主体性ないしは個性が発揮される余地が十分に認められる必要があるということである。

すなわち、教員は、生徒の学習権に応えるのがその職務の本質であり、その職務の遂行にあたっては、教員の職務の専門性、特殊性から、通常の現業公務員と比べて広い裁量が認められるものであって、教員の職務遂行については、上意下達のコマンドに馴染まないものである（世取山意見書 甲126号証。1審準備書面3）。

(2) 従って、現業公務員の事例（大曲郵便局事件。平成16年最高裁判例）と同程度に職務命令違反を考慮すべきではない。

しかも、本件は、大曲郵便局に比べて、職務命令違反の程度も軽微である。大曲郵便局事件においては、郵便外務事務をその職務とする郵便局員が、主としてその職務とは区別される職場規律に関して非違行為をおこなったことについて、人事院が特定の非違行為を理由とする懲戒処分を承認する判定を示すと、新たな不服従行為を開始するということを7年の長期にわたって繰り返していたこと——合計937回の指導、合計13回の注意、合計118回の訓告および合計5回の懲戒処分——を重要視して、郵便外務事務というその職務に対する影響を検討することなく、当該郵便局員に対する分限免職を合法としたものであった。

それに対して、本件においては、控訴人についての本件分限免職処分事由とされるものは、控訴人の26年間の教員生活のうち最後のわずか2年間における7件の事由のみである。しかも、分限事由には上記のとおり、事実誤認や、そもそも分限事由として成立し得ない事由もある。しかも控訴人には、本件処分以前には、注意、訓告もなされておらず、懲戒処分歴も全くない。

大曲郵便局事件の事例に比べても、極めて「職務命令違反」の程度は、これがあったとしても極めて軽微であり、およそ「矯正不能な持続的な性格に基づくもの」とは言い難い。

(3) その点からも、職務命令違反について分限免職事由として重大視した本件処分は、48年最高裁判例における「考慮禁止事項の考慮」に反するものであって、地方公務員法28条の解釈を誤った重大な違法がある。

第4 結語

以上より、本件処分は、考慮すべき事情を考慮せず、逆に考慮してはいけない事情を考慮してものとして、48年最高裁判例に明確に反し、地方公務員法28条の解釈を誤った重大な違法がある。

これを原判決は看過しており、直ちに原判決を取り消し、本件分限免職処分は違法であるとして取り消されるべきである。

以上